

(趣旨)

第1条 この規程は、葛城市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、葛城市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、市からの負担金、県、国からの補助金、繰越金その他収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は、歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、市の例により行うものとする。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 月 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 補助金	1 補助金	1 補助金
4 予備費	1 予備費	1 予備費